



島根県報

令和元年10月29日（火）

号外 第 6 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 5

告 示

島根県告示第329号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	488号	益田市匹見町広瀬イ827番1地先から同イ826番1地先まで	前	メートル 15.70～ 23.20	メートル 87.20	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	22.90～ 35.50	87.20	
"	187号	鹿足郡吉賀町柿木村柿木403番1地先から同1303番1地先まで	前	15.31～ 32.86	88.62	災害防除工事 拡幅
			後	15.31～ 38.90	88.62	
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村白谷1704番19地先から同1707番地先まで	前	20.91～ 33.22	117.72	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	27.92～ 39.39	123.79	
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村白谷1703番1地先から同1番1地先まで	前	16.11～ 33.87	29.44	災害防除工事 拡幅
			後	16.11～ 33.87	29.44	
"	485号	隠岐郡隠岐の島町中村北平168番5地先から同町湊小路221番1地先まで	前	10.00～ 46.00	957.00	隠岐支庁県土整備局 道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	10.00～ 44.70	957.00	

県 道	小伊津港線	出雲市東福町字浜408番 2地先から同町字浜前 273番7地先まで	前	10.55～ 21.00	25.00	出雲県土整備 事務所	交差点改良 拡幅	
			後	10.55～ 26.70	25.00			
"	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ965 番1地先から同地先ま で	前 A	4.30～ 4.50	65.60	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 災害復旧工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	4.30～ 4.50			65.60
				B	3.90～ 15.00			65.60
"	"	浜田市金城町波佐イ956 番2地先から同地先ま で	前 A	4.30	69.00	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 災害復旧工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	4.30			69.00
				B	3.80～ 13.80			70.00
"	"	浜田市金城町波佐イ 1000番地先から同地先 まで	前 A	3.50～ 3.90	68.40	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 災害復旧工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	3.50～ 3.90			68.40
				B	5.40～ 11.00			68.40
"	"	浜田市金城町波佐イ923 番地先から同地先まで	前 A	5.20～ 5.80	144.20	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 災害復旧工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	5.20～ 5.80			144.20
				B	4.40～ 13.00			144.20

”	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ 1874番1地先から同イ 755番3地先まで	前	4.00～ 8.70	206.00	益田県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	21.70～ 44.20	206.00		
”	津和野須佐 線	鹿足郡津和野町中曾野 1151番2地先から同 1066番1地先まで	前	4.20～ 7.84	379.49	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	6.43～ 10.81	379.49		

島根県告示第330号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡邑南町井原2019番58地先から同番23地先まで	メートル 72.70	令和元年 10月29日	県央県土整備事務所	
〃	488号	益田市匹見町広瀬イ943番2地先から同イ933番7地先まで	105.00	令和元年 10月29日	益田県土整備事務所	
県道	頓原八神線	飯石郡飯南町長谷649番5地先から同640番2地先まで	341.00	令和元年 10月29日	雲南県土整備事務所	
〃	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ965番1地先から同地先まで	65.60	令和元年 10月29日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市金城町波佐イ956番2地先から同地先まで	70.00	令和元年 10月29日		
〃	〃	浜田市金城町波佐イ1000番地先から同地先まで	68.40	令和元年 10月29日		
〃	〃	浜田市金城町波佐イ923番地先から同地先まで	144.20	令和元年 10月29日		
〃	〃	浜田市金城町波佐イ923番地先から同地先まで	144.20	令和元年 10月29日		
〃	浜田美都線	浜田市内村町1943番3地先から同地先まで	124.67	令和元年 10月29日		
〃	〃	浜田市鍋石町492番5地先から同町627番10地先まで	87.70	令和元年 10月29日		

島根県告示第331号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱50番6地先から同80番2地先まで	メートル 162.50	令和元年 10月31日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町湯抱80番2地先から同83番2地先まで	169.32	令和元年 10月31日		
県道	佐田八神線	出雲市佐田町反邊字樋ノ元6番1地先から同番9地先まで	53.20	令和元年 10月29日	出雲県土整備 事務所	
〃	大国馬路停車場線	大田市仁摩町天河内字段兵衛1105番4地先から同番6地先まで	80.50	令和元年 10月29日	県央県土整備 事務所大田事 業所	